

博多南駅前ビルしごと荘 個別ブース及びシェアオフィス 募集要項

那珂川市の所有する博多南駅前ビル3階の個別ブース及びシェアオフィスについて、以下のとおり使用者を募集します。

1. 募集内容

(1) 施設方針

博多南駅前ビル3階は、那珂川市で仕事をする環境に価値や魅力を感じてくださる方々にワークスペースとして利用していただき、その価値や魅力を活かした事業の展開や創業が可能となることを目指しています。

また、既存の枠にとらわれない多様な働き方の推進も実現したいと考え、ビジネスを支援するようなセミナーや交流会などを開催いたします。

(2) 施設概要

名称：博多南駅前ビル

所在地：〒811-1213 福岡県那珂川市中原2丁目120番 博多南駅前ビル3階

< 3階ワークスペースの概要図 >



ワークスペースは、「共用部」および「会議室」、「専用部(個別ブース、シェアオフィス)」で構成されます。共用部は「コワーキングスペース」「会議室」「給湯室」からなり、専用部は「個別ブース(大、小)」11区画、「シェアオフィス」の4区画からなります。

(3) 募集対象

①個別ブース(大) 区画A、B、C、D、E、F 計6区画

- ・パーティションで仕切られた(上部開放)約10.8㎡の個室で、各個室は施錠できます。
- ・設備は、電話モジュージャック、電源コンセント、照明です。

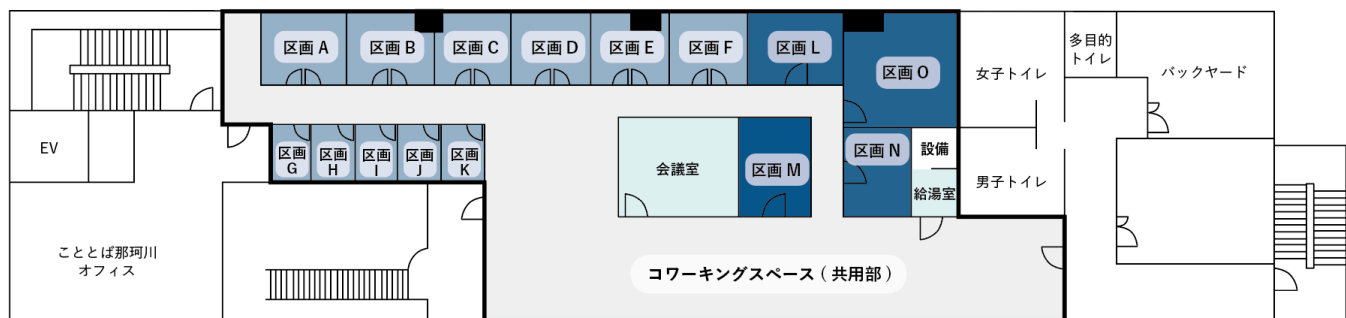
②個別ブース(小) 区画G、H、I、J、K 計5区画

- ・パーティションで仕切られた(上部開放)約4.3㎡の個室で、各個室は施錠できます。
- ・設備は、電話モジュージャック、電源コンセント、照明です。

③シェアオフィス区画L、M、N、O 計4区画

- ・壁で仕切られた完全個室で、各個室は施錠できます。各部屋の面積は(4)の表のとおりです。
- ・設備は、電話モジュージャック、電源コンセント、照明です。

<部屋の位置図>



(4) 使用料等

各部屋の面積および使用料、施設管理費は、以下のとおりです。

募集対象	面積 (㎡)	使用料 (円/月 【税抜】)	使用料 (円/月 【税込】)	施設管理費 (円/月 【税込】)	月額合計 (円/月 【税込】)
個別ブース (大)	10.8	¥30,000	¥33,000	¥2,200	¥35,200
個別ブース (小)	4.3	¥15,000	¥16,500	¥2,200	¥18,700
シェアオフィス区画L	11.9	¥36,000	¥39,600	¥5,500	¥45,100
シェアオフィス区画M	12.30	¥37,000	¥40,700	¥5,500	¥46,200
シェアオフィス区画N	10.37	¥32,000	¥35,200	¥5,500	¥40,700
シェアオフィス区画O	23.06	¥70,000	¥77,000	¥5,500	¥82,500

※賃貸借契約の締結ではなく、指定管理者から使用許可を得て部屋を使用するものです。

※敷金、礼金は不要です (使用開始時に事務手数料及びサイン設置費用、カードキー発行手数料等が必要)。

※消費税等の変更に合わせて、使用料を変更する場合があります。

※施設管理費には、電気代、空調代、共用部の使用料、ごみ処理料等を含みます。また、光熱費の変動等に応じて変更する場合があります。

(5) 利用について

・ 使用期間

- ・ 令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月 31日 (5年間)

※利用期間の途中で使用を取りやめること (使用許可の取消) は可能です。また、次期募集に申込みことは可能ですが、改めて審査等が必要です。

・ 利用可能時間

- ・ 年中無休、7時00分から23時30分まで

・ 共用部の利用

- ・ 使用者は、共用部の施設・設備や会議室を、来客者の対応などに利用することができます。ただし、物販やサービスの提供はできません。

- ・その他
 - ・使用者は、個別の郵便ボックスを利用することができます。
 - ・使用者は、指定管理者への事前の届出をもって、本施設の住所を登記や関係各所への届け出住所として使用することができます。
 - ・詳細な利用については、「使用許可条件」をご覧ください。また、使用の際にはこの規約に同意し、遵守していただきます。

2. 応募要件等

(1) 応募資格

- ・施設の目的を理解し、専ら事務作業等に使用する個人または法人（任意団体含む）。
- ・以下の項目をすべて満たす方
 - ①市町村税の滞納のない方
 - ②役員、構成員が次に該当しない方
 - ・法律行為を行う能力のない者
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁固刑以上の刑に処せられている者
 - ③次の暴力団等に該当あるいは関わりのないもの
 - ・暴力団
 - ・暴力団員
 - ・役員、代表者等が暴力団員であるもの
 - ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - ・自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - ・その他の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - ④政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）でないもの
 - ⑤宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないもの
 - ⑥会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生の手続きをしていないもの

(2) 応募及び選考

- ・応募資格のある方は、使用許可申請を行うことができます。審査の後、決定を受けた方が使用できます。

①使用許可申請

次に掲げる書類を提出してください。（持参もしくは郵送）

- 1) 使用許可申請書（様式1）
- 2) 使用許可申請アンケート（様式2）
- 3) 会社概要もしくは事業・活動概要（様式任意）
- 4) 住民票もしくは法人の場合は履歴事項全部証明書の写し（3ヶ月以内のもの）

- 5) 市町村税の滞納がないことの証明書
- 6) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※法人のみ
- 7) 事業および活動計画書、予算書（様式任意）
- 8) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書
- 9) その他町長が必要と認める書類

・ 応募受付

随時受付。空き状況についてお問い合わせください。

・ 選考方法

那珂川市地域振興課、産業課、博多南駅前ビル指定管理者にて、提出書類および面接により審査を行います。審査基準は以下のとおりです。

<審査基準>

- 1) 那珂川市や博多南駅前ビルで事業を実施する環境に魅力や価値を感じているか。
- 2) 魅力や価値を活かした事業の展開や創業の可能性が高いか。
- 3) 既存の枠にとらわれない多様な働き方を推進する理解や取り組みがあるか。
- 4) 事業支援のセミナーや交流会を積極的に事業に活かせるか。
- 5) 事業を推進する適正な資金計画であるか。

・ 使用許可

使用許可が下りた方に別途お知らせいたします。

・ スケジュール（予定）

書類審査、面接通知
面接、使用許可承諾
通知
書類提出
使用開始

（３）その他

- ・ 指定管理者から使用許可を得ることで当該エリアを利用可能になります。
- ・ 使用許可する指定管理者は、その任期により変更となる可能性があります。その際は次期指定管理者へ引き継ぎます。
- ・ 詳細のお問合せや施設見学等については、下記問合せ先までご連絡ください。

（４）提出先及びお問合せ

こととば那珂川
〒811-1213 福岡県那珂川市中原 2丁目120 番
電話：092-710-2003（10:00-18:00）
メールアドレス：shigotosou@gmail.com

使用許可申請書

物件

申請物件名	個別ブース 区画 () シェアオフィス 区画 ()	利用開始希望	
-------	--------------------------------	--------	--

申請者

ふりがな 法人名		ふりがな 代表者氏名	
所在地	〒		
TEL		FAX	
資本金		従業員数	
法人設立	西暦 年 月 日		

担当者（個人申請者）

ふりがな 担当者		緊急連絡先 (携帯 TEL)	
所在地	〒		
TEL		FAX	
Email			

利用予定者

No	氏名	生年月日	性別	役職等
1		西暦 年 月 日	男/女	
2		西暦 年 月 日	男/女	
3		西暦 年 月 日	男/女	
4		西暦 年 月 日	男/女	
5		西暦 年 月 日	男/女	

申請時添付書類

- 使用許可申請アンケート
 会社概要もしくは事業・活動概要
 住民票もしくは履歴事項全部証明書（法人の場合）の写し
 市町村税の滞納がないことの証明書
 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※法人のみ
 事業及び活動計画書、予算書
 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

使用許可申請時の注意事項

- ・申請書は空欄のない様ご記入ください。
- ・申込内容につきまして法人担当者や連帯保証人に確認させていただく場合があります。
- ・使用許可の審査の結果お断りする場合、審査の内容や理由は申し上げられません。

上記内容に相違なく注意事項を承諾の上、申請いたします。

尚、使用許可の条件に適合せず使用許可申請が承認されない場合も異議を一切申し出ません。

西暦 年 月 日

申請者

印

受付担当者

使用許可申請アンケート

【物件】

申請物件名	個別ブース 区画 () / シェアオフィス 区画 ()
-------	-------------------------------

【回答者】

ふりがな 氏名		緊急連絡先 (携帯 TEL)	
所在地	〒		
TEL		FAX	
MAIL			

【質問1】

那珂川市にオフィスを置くうえで、魅力に感じていることや価値を見出していることは何ですか？

--

【質問2】

博多南駅前ビルにオフィスを置くうえで、魅力に感じていることや価値を見出していることは何ですか？

--

【質問3】

那珂川市及び博多南駅前ビルの魅力や価値を活かして、見込んでいる新たな事業展開や活動は何ですか？

【質問4】

既存の枠にとらわれない多様で、柔軟な「働き方」に向けて、実現したい取り組みはありますか？

【その他】

事業や活動のPR、那珂川市や博多南駅前ビルへの思いなどがありましたら、自由にご記入ください。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

令和 年 月 日

あて先) 博多南しごと荘

商号又は名称

代表者氏名

印

今般の契約に関し那珂川市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 15 号)(※注 2)を遵守することを誓約すると同時に、本件に関する照会を行うことに同意します。

また、本誓約書に違反する行為を行った場合は、契約の解除を受けても異議ないことを誓約します。

※注 1：競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(抜粋)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

〃 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者)をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

※注 2：那珂川市暴力団排除条例(抜粋)

(市民及び事業者の役割)

第 5 条 市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第 6 条 市は、公共工事その他市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

那珂川市指名競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱(抜粋)

第 4 条 市長は、有資格者が別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、状況に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。